

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月29日
【会社名】	岩崎電気株式会社
【英訳名】	IWASAKI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 義剛
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
【電話番号】	03(5847)8611(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 昌範
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
【電話番号】	03(5847)8611(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 昌範
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 423,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年9月29日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,000,000株	423,000,000	
一般募集			
計（総発行株式）	3,000,000株	423,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
141		1,000株	平成28年10月16日（日）		平成28年10月17日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
岩崎電気株式会社 管理本部 財務経理部	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
423,000,000	500,000	422,500,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先であるミネベア株式会社（以下「ミネベア」といいます。）との業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップを構築することを直接の目的としております。差引手取概算額の使途は、払込期日以降の諸費用支払い等による平成28年10月の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ミネベア株式会社
本店の所在地	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第70期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第71期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月10日関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	売上取引は共同開発した無線機能付き高効率LED道路灯・街路灯等をカンボジアへ納入した分が、平成28年3月期で211百万円あります。 仕入取引はありますが金額は僅少です。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年9月29日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは全社重点事業戦略として「付加価値を追及したLED照明事業の拡大」「光・環境事業における新規分野への展開」「海外重点地域への戦略的商品投入による事業の推進」の3項目を掲げて事業を展開してきました。

その中で、当社の主力である道路照明事業においては、次世代の付加価値型の商品開発に向けて平成26年からミネベアとの協業で無線機能付きLED照明器具の開発を進めてまいりました。また、平成27年にはミネベアが、環境省による「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism, JCM）を利用したプロジェクト設備補助事業」において、カンボジアにおける無線ネットワークを活用した高効率街路灯導入事業者としての採択を受けたことから、両社で共同開発した無線機能付き高効率LED道路灯・街路灯のカンボジアへの納入を進めております。

このような背景を受け、当社が保有する道路照明の器具開発技術・照明設計技術と、ミネベアが保有する光学技術・回路技術及び海外製造ノウハウを、これまで以上に密接に相互連携させることで、付加価値の高い次世代製品及びサービスの開発、コスト競争力のある価格の実現が図られると考え、業務提携の協議を重ねてまいりました。その結果、両社の業務提携により、スマートシティなどIoTに対応した次世代道路照明器具の開発、さらには当社が保有する日本全国の販売体制とミネベアの保有する東南アジアを中心とした営業ネットワークによる同製品の広範囲な提供が可能となり、これらが両社の企業価値向上に繋がると判断したため、本業務提携を実施することとしました。

本業務提携は、以下について両社協力し取り組んでいくことを、合意しました。

両社の合意により指定する道路照明器具について、ミネベアの海外工場における製造委託

次世代道路照明器具の共同開発並びに共同開発された次世代道路照明器具について、ミネベアの海外工場においての製造及び両社の海外ネットワークでの販売

さらに、両社は本業務提携をより密接かつ確実に進めていくため、併せて資本提携も実施することとし、その方法については、迅速かつ確実に実施することが求められることから、第三者割当による自己株式の処分が最善の方法であると判断しました。

なお、後記「e 株券等の保有方針」に記載のとおり、当社は、ミネベアから、業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップの構築に向け本自己株式処分により取得する株式を長期的に保有する意向であることを口頭及び資本業務提携契約書において確認しており、本自己株式処分による株式は株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,000,000株

e 株券等の保有方針

当社は、ミネベアから、業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップの構築に向け本自己株式処分により取得する株式を長期的に保有する意向であることを口頭及び資本業務提携契約書において確認しています。

また、当社は、本自己株式処分による処分期日から2年間において、ミネベアが本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）へ報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、ミネベアから確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、ミネベアが本自己株式処分により取得する株式の払込みに要する資金を自己資金により確保することを口頭で確認しております。

また、ミネベアの四半期報告書（第71期第1四半期）に記載されている四半期連結財務諸表にて、本自己株式処分により取得する株式の払込みに要する十分な現金及び預金の保有を確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

ミネベアは、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は、ミネベアが東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書（平成28年7月8日付）において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処すること、また取引先企業に対しても、取引基本契約を締結するに際し、反社会的勢力排除の条項を盛り込むなどの記載を確認しております。

これにより、当社はミネベア及びその役員又は経営に実質的に関与するものが、反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年9月28日）の東京証券取引所における当社株式の終値である141円としております。

当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、処分価額141円については、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成28年8月29日から平成28年9月28日まで）の終値の平均値である139円（円未満切捨て）に101.43%を乗じた額であり、同直前3か月間（平成28年6月29日から平成28年9月28日まで）の終値の平均値である138円（円未満切捨て）に102.17%を乗じた額であり、同直前6か月間（平成28年3月29日から平成28年9月28日まで）の終値の平均値である153円（円未満切捨て）に92.15%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、3,000,000株（議決権数3,000個）であり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数78,219,507株に対し3.84%（小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数74,009個に対し4.05%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、当社とミネベアが資本関係を結び、パートナーシップ関係を構築することで、本業務提携が推進され、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ミネベア株式会社	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73			3,000	3.90
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,838	3.83	2,838	3.69
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,686	3.63	2,686	3.49
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,919	2.59	1,919	2.49
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	1,846	2.49	1,846	2.40
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,800	2.43	1,800	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,624	2.19	1,624	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,586	2.14	1,586	2.06
岩崎電気協会持株会	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号	1,558	2.11	1,558	2.02
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,542	2.08	1,542	2.00
アイランプ社員持株会	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号	1,404	1.90	1,404	1.82
計		18,804	25.40	21,804	28.31

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式3,856,426株(平成28年3月31日現在)は、平成28年8月29日に800,000株が処分され、また本自己株式処分により割当後は56,426株となります。但し、平成28年4月1日以降の単元未満株式の買取、買増分は含んでおりません。
3. 割当後の大株主の状況につきましては、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による株式数3,000,000株の増加を考慮したものであります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数74,009個に本自己株式処分により増加する議決権数3,000個を加えた数で除した算出した数値であります。
5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第101期）及び四半期報告書（第102期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年9月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年9月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第101期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年9月29日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成28年7月1日提出の臨時報告書）

1．提出理由

平成28年6月28日開催の当社第101回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金については、1株につき4円とし、その効力が生じる日を平成28年6月29日とする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として渡邊文矢、伊藤義剛、木田喜正、五月女和男、加藤昌範、高須利治、広村俊悟、有松正行を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として藤井英哉を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として山城興英を選任する。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	50,802個	285個	0個	99.44%	可決
第2号議案					
渡邊 文矢	43,517個	7,336個	234個	85.18%	可決
伊藤 義剛	43,541個	7,312個	234個	85.23%	可決
木田 喜正	50,387個	466個	234個	98.63%	可決
五月女 和男	50,388個	465個	234個	98.63%	可決
加藤 昌範	50,372個	481個	234個	98.60%	可決
高須 利治	50,761個	326個	0個	99.36%	可決
広村 俊悟	50,738個	349個	0個	99.32%	可決
有松 正行	50,399個	454個	234個	98.65%	可決
第3号議案					
藤井 英哉	49,447個	1,640個	0個	96.79%	可決
第4号議案					
山城 興英	42,217個	8,870個	0個	82.64%	可決
第5号議案	50,329個	758個	0個	98.52%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第5号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案、第3号議案及び第4号議案は議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛否が確認できた大株主の議決権の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第101期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第102期第1四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

岩崎電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植村 文雄 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岩崎電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、岩崎電気株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、岩崎電気株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

岩崎電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 明	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている岩崎電気株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

岩崎電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 和弘 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植村 文雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている岩崎電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。